

令和元年 9 月 11 日

各団体長 殿

川崎北労働基準監督署長



平成 31 年度厚生労働省補助事業「陸上貨物運送事業の荷役作業における
墜落・転落災害防止対策推進事業」による荷主等の事業場の荷役災害防止担
当者教育講習会開催の御案内について（参加勧奨）

時下、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止を図る活動として、当署と陸上貨物運送事業の団体及び荷主、配送先、元請事業者等（以下、「荷主等」という。）が多く加入している団体と協働し連携して、川崎北地域陸運事業者及び荷主等における連絡協議会を組織し、安全な荷役作業を実現するための荷主先等の作業環境の改善に関すること及び荷役作業災害防止研修会の開催等の取り組みを行っているところであります。

このたびは、標記に係る厚生労働省補助事業を陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下、「陸災防」という。）が実施することとなり、陸災防神奈川県支部主催によって、別添「開催案内」のとおり川崎地区の標記講習会を令和元年 10 月 15 日（火）に実施する運びとなりました。

陸上貨物運送事業の労働災害の 70% は、トラックの荷台からの墜落・転落等の荷役作業中に発生し、その 70% は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生している現状から、厚生労働省では、平成 25 年 3 月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策のガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」という。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。

しかし、この荷役ガイドラインが示されたものの神奈川労働局管内における陸上貨物運送事業の労働災害については、年々増加する傾向にあり大変憂慮すべき状況にあります。陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合の安全確保については、陸運事業者がその責任を有することは当然であり、荷役作業に応じた安全確保を講じる必要がありますが、陸運事業者の労働者が荷主等自社以外の場所で荷役作業に従事する場合の安全確保対策については、荷主等の協力が必要な場合が少なくありません。

そこで、貴団体におかれましては、傘下会員事業場のうち陸運業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合がある荷主等の事業場に対し荷役ガイドラインに基づいた安全な荷役作業に必要な安全衛生管理体制の整備に向け、荷主等の安全管理者、安全衛生推進者等の事業場の労働災害防止に關係する者から「荷役災害防止担当者」を指名するよう銳意呼びかけをお願いするとともに、指名された「荷役災害防止担当者」が未だこの安全衛生教育講習会を受講されていない方を対象に標記講習会を受講されますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、当署において、荷主の皆様に、荷役労働災害防止に関し陸運事業者との連携を呼びかけた専用のリーフレット（別添）を作成し、同封しておりますので、会員への周知等をお願いいたします。

荷主等(荷主、配送先、元請け事業者等)の皆様へ

陸運事業者と連携して、荷役作業時の労働災害を防ぎましょう！

うちの会社って
荷主なの？



陸運事業者に、製品・商品を客先へ運搬してもらう、材料や部品、資材等を仕入先から会社や現場に運搬してもらう等、様々な業種の会社が荷主になります！



陸上貨物運送事業の労働災害については、近年増加傾向にあります。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。（裏面記載の、荷主先で発生している労働災害の事例をご確認下さい。）

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、荷主などの皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。

荷主は、何をすればよいの？



- ・会社の中で、荷役作業の担当者を選んでください。
 - ・陸運事業者と安全な荷役作業について打ち合わせを行う場を設けてください。
 - ・荷役作業の有無を陸運事業者に事前通知する、余裕を持った着時刻の設定をする、荷役場所の作業環境の改善をする等、荷役作業における労働災害防止措置を実施してください。
- ※詳細は「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」をご確認ください。



川崎北労働基準監督署

ひと、くらし、
みらいのために

荷役災害は様々な業種の荷主先で発生しています！

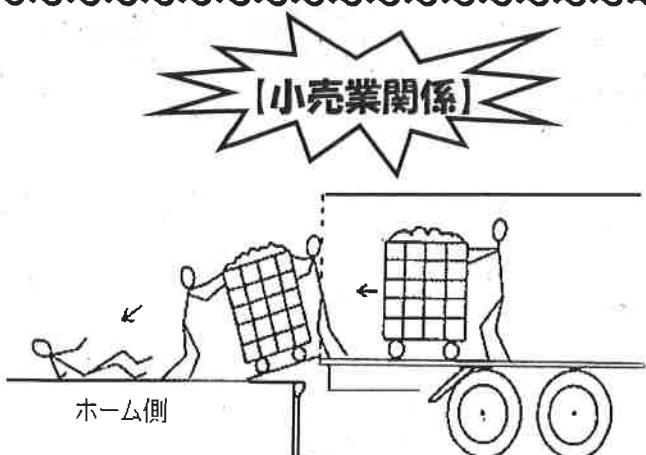
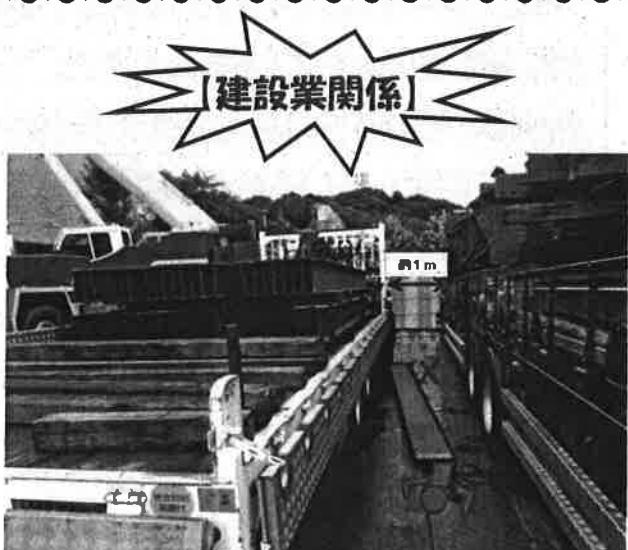


(災害発生状況) 保管されていた内容不明の廃液をタンクローリーで回収し、さらにソフトエッチング廃液（過硫酸ソーダ、硫酸、水）を混合回収していたところ、タンクローリー内で化学反応により発生した有害ガス（塩素ガス）により、付近で作業していた労働者が病院に搬送され、塩素ガス中毒となった労働災害。

(荷主における措置) 荷主側において、廃液回収業者に情報提供せず、化学反応により有害ガスが発生するおそれがある成分の異なる廃液を混合回収させたことから、書面等により適切な有害物関係の情報提供を行う。

(災害発生状況) 建設現場（荷主先）で車上渡し作業中、鉄骨資材が荷崩れして、トラックドライバーが下敷きとなった労働災害。

(荷主における措置) 建設現場では、現場内で行う荷役作業等のルールを定め、あらかじめ現場内に建設資材等を搬出入してくる業者を把握してから、元請・下請及びトラック業者等において各々の責任や役割分担を明確にした上で荷役作業等に係る安全対策に取り組むことが求められる。



(災害発生状況) 荷主先においてロールボックスパレットを運搬トラック荷台から降ろそうとした際、トラックターミナル高床ホームと運搬トラックの荷台との間で大きな段差が生じ、そのことで渡り板の勾配角度が急となつたため、荷が勢いよく進む状態となつたので抑えながら後方へ進んだ時に転倒した労働災害。

(荷主における措置) 荷主側において、運搬トラックの大きさに対応した段差解消のための設備を設置する、フォークリフトを使用して荷を下ろす作業計画を示す等安全対策を図る。

事業場の安全衛生ご担当者様へ

主催：陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部
後援：神奈川労働局・各労働基準監督署
神奈川荷役災害防止等連携推進協議会
各労働基準監督署陸運事業者及び荷主等連絡協議会

【厚生労働省補助事業】荷役ガイドラインに基づく講習会開催のご案内

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。本年度は、この荷役ガイドラインに示された荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）を下記日程により行います。

この講習会は、荷役ガイドラインの教育カリキュラムに基づいて実施されるものです。荷主等の企業の皆様には積極的なご受講をお待ちしています。

記

1 開催日程等

開催回	日 時	場 所	講習内容	定員（先着順）
第1回	令和元年10月15日（火） 12:30～17:00	川崎市立労働会館サンピアソルカわさき4階 第3会議室（川崎市川崎区富士見2-5-2）	1 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求め る役割 2 荷役作業における労働災害防止対策 3 荷役作業の安全衛生教育 4 陸運事業者との連絡調整 5 関係法令	60名程度
第2回	令和元年11月1日（金） 12:30～17:00	厚木労働基準監督署6階 大会議室 (厚木市中町3-2-6 厚木Tビル)		50名程度
第3回	令和元年11月12日（火） 12:30～17:00	藤沢市建設会館4階 大会議室 (藤沢市朝日町5-7)		50名程度
第4回	令和元年12月9日（月） 12:30～17:00	神奈川県トラック総合会館7階 大研修室 (横浜市港北区新横浜2-11-1)		60名程度

2 参加費及びテキスト代 無料

3 参加申込み・締切り

参加申込は、下記【参加申込書】にご記入のうえ、陸災防神奈川県支部まで
ファックスでお申し込みください（受講票等は送付いたしません）。

4 修了したことを証する書面

締切りは各開催日の1週間前までですが、満席になり次第締め切ります。
本講習会を受講された方には、修了したことを証する書面をお渡しします。
(このため、受講者におかれましては、お名前等を正確にご記入ください。)
(お問合せ先 陸災防神奈川県支部 Tel 045-472-1818)

切り取らずに、このままファックスしてください -----

【参加申込書】 陸災防神奈川県支部 FAX 045-472-1305

受講希望日	10月15日（火）	11月1日（金）
※受講希望日を〇印で ご記ください。	11月12日（火）	12月9日（月）
（ふりがな）		
受講者氏名	※ 受講者一人につき、【参加申込書】 一枚を御使用ください。	
事業場名		
ご連絡先 住所・電話番号 ご担当者氏名	〒 TEL	ご担当者
加入団体 〇印で囲ってください。	労安衛協・建災防・港湾災防・神奈川県冷蔵倉庫・神奈川倉庫・陸災防・その他	

※ この【参加申込書】を、当日必ずご持参してください。